

八代市監査委員公告第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成28年2月3日から平成28年2月16日に実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年3月15日

八代市監査委員 江 崎 眞 通  
八代市監査委員 藤 崎 智  
八代市監査委員 上 村 哲 三

平成 27 年度

財政援助団体等  
監査報告書

八代市監査委員

八 市 監 第 2 8 3 号

平成 28 年 3 月 15 日

八 代 市 長            中 村 博 生 様  
八 代 市 議 会 議 長    鈴 木 田 幸 一 様

八代市監査委員    江 崎 眞 通

八代市監査委員    藤 崎    智

八代市監査委員    上 村 哲 三

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

# 目 次

## 財政援助団体監査

### ○社会福祉法人 八代市社会福祉協議会

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の対象団体	1
5	対象団体の概要	1
6	監査の方法	2
7	監査の着眼点	2
8	監査の結果	3
9	意見・要望	3
	参考資料	5

## 出資団体監査

### ○さかもと温泉センター株式会社

1	監査の種類	7
2	監査の範囲	7
3	監査の実施期間	7
4	監査の対象団体	7
5	対象団体の概要	7
6	監査の方法	8
7	監査の着眼点	8
8	監査の結果	9
9	意見・要望	10
	参考資料	11

# 財政援助団体監査

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体監査

## 2 監査の範囲

平成26年度における補助金に係る出納その他の事務

## 3 監査の実施期間

平成28年2月3日から平成28年2月16日まで

## 4 監査の対象団体

団体の名称	主管課
社会福祉法人 八代市社会福祉協議会	健康福祉政策課

## 5 対象団体の概要

名 称	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会
設 立 年 月 日	平成17年8月1日 ※1市2町3村による新設合併
所 在 地	八代市本町一丁目9番14号
役員・従業員	会長 中村博生 副会長2名 常務理事1名 理事15名 監事2名 従業員139名
設 立 の 目 的	八代市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること
主 な 事 業	1. 法人運営(理事会・評議員会等の開催) 2. 地域福祉活動の充実強化(小地域ネットワーク活動・校区福祉推進協議会活動支援・八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画の策定(愛称:みんなのえがお八代プラン)・いきいきサロン事業・ふれあい交流活動拠点「ひなたぼっこ」事業) 3. 福祉ボランティア及び福祉教育の推進(福祉ボランティア事業・ボランティアセンター運営) 4. 相談支援事業の充実(生活福祉資金貸付事業・地域福祉権利擁護事業・生活困窮者総合相談支援モデル事業) 5. 高齢者福祉の推進(老人クラブ育成事業・100歳長寿者慶祝事業) 6. 児童母子父子福祉の推進(児童遊具補修助成) 7. 障がい者福祉の推進(ふれあいフェスタの開催) 8. 広報体制の整備(社協だより年4回発行・ホームページ) 9. 在宅福祉事業の充実強化(介護保険事業・その他受託事業「あんしん相談センター・介護予防送迎事業」) 10. 指定管理施設の管理運営(10施設) 11. その他の事業(精霊流し・ひとり金婚祝い事業・日本赤十字社事業・共同募金事業)

補助金	八代市社会福祉協議会運営補助金 平成 26 年度 72,595 千円（健康福祉政策課）
	補助対象経費：事務局職員（正職員）の人件費 （時間外勤務手当、厚生経費を除く） 補助金の額：補助対象経費の 3 分の 2（予算の範囲内）

#### 資金収支状況

単位：円

区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
収入	564,529,779	690,820,420	539,322,480	683,827,804	482,269,872
支出	569,843,085	725,044,991	595,800,395	592,657,459	562,680,238
収支差額	△5,313,306	△34,224,571	△56,477,915	91,170,345	△80,410,366

## 6 監査の方法

今回の監査については、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、監査委員の職務として定例的に行っている「財政援助団体」の監査の一環として、本年度は「社会福祉法人八代市社会福祉協議会」（以下「社協」という。）が、平成 26 年度に八代市から財政援助を受けた部分について監査を実施した。

八代市が「社協」に対し財政援助を行った補助金は、「八代市社会福祉法人助成条例」（以下「条例」という。）及び「八代市社会福祉協議会補助金交付要領」（以下「補助金交付要領」という。）に基づき、法人運営事業に係る事務局職員の人件費に対して、補助率 3 分の 2 を予算の範囲内で交付しており、平成 26 年度においては 72,595 千円を交付している。

この補助金額が、条例及び補助金交付要領に規定してある手続、目的等に沿って適正に執行され、経理等も適正に処理されているかなどについて審査するとともに、対象団体の関係者から事情を聴取して監査を行った。

## 7 監査の着眼点

### (1) 団体に関する事項

- ・ 事業計画書、予算書、決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか
- ・ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか
- ・ 事業は計画及び交付条件に従って実施され十分効果が上げられているか
- ・ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か
- ・ 補助金に係る収支の会計処理は適正か
- ・ 精算報告は適正に行われているか

### (2) 主管課に関する事項

- ・ 補助金の決定は法令等に適合しているか
- ・ 補助金交付目的、補助対象事業の内容は明確か
- ・ 補助金に関する条件の内容は明確か
- ・ 補助金の額の算定・交付方法・時期・手続は適正か
- ・ 補助事業の履行確認は実績報告書等によりなされているか
- ・ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか

- ・ 補助金の目的や効果から判断して、見直しをする必要はないか

## 8 監査の結果

平成 26 年度における当該団体及び主管課の補助金交付事務については、本来の目的に沿って執行されていたが、一部において不適切な事務処理が見受けられたので以下に記述する。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、関係者に対し口頭で指摘し改善を要望したので記述を省略した。

### (1) 団体に関する事項

- ① 補助金交付申請及び実績報告書（以下「補助金交付申請等」という。）に添付されている予算（決算）書について、法人全体の予算（決算）書が添付されており、補助対象経費となる人件費に係る書類の添付がないため、補助対象経費及び補助金の算定額が不明確となっていた。

補助金交付申請等にあたっては、人件費一覧表など、補助金の対象経費や算定額を明確にするための根拠資料となる書類の提出が必要である。

補助金交付申請等については、条例及び補助金交付要領に基づき、適正な事務処理を行っていただきたい。

- ② 補助金実績報告書において、給与改定に伴う時間外勤務手当の差額や、法定福利費の自己負担分を補助対象経費とするなど、補助対象経費とならないものが計上されていた。

予算の範囲内で補助を行うため補助金額には影響はなかったものの、補助対象経費については、補助金交付要領に基づき、適正な事務処理を行っていただきたい。

### (2) 主管課に関する事項

当該団体からの補助金交付申請等に添付されている予算（決算）書について、法人全体の予算（決算）書が添付されており、補助対象経費となる人件費にかかる書類の添付がないため、補助金の対象経費や補助金の算定額が不明確となっていた。

補助金交付にあたっては、補助金の対象経費や補助金の算定額の基準となる人件費一覧表など関係書類等の審査・確認体制をより強化し、条例及び補助金交付要領に基づき、適切な指導・監督を行っていただきたい。

## 9 意見・要望

今回の監査では、前述のとおり、補助金額には影響なかったものの、不適切な事務処理が見受けられた。

平成 27 年度から改善はされているものの、補助金交付申請等に添付する資料は、補助金の決定や確定には重要な文書であるため、指摘事項に留意し、補助金の対象経費や、補助金の算定基準について、市と社協においては、共通認識及び理解のもと、適切な事務処理を行っていただきたい。

社協にあっては、地域における社会福祉の増進のために尽力をいただいているところであるが、近年、介護保険制度の開始後、在宅介護支援事業やデイサービス事業などにおけ

る規制緩和により、民間企業者の参入が進んだことから、介護保険事業の利用者数の減少などにより一層厳しい経営環境となったことや、香典返礼寄附金や一般寄附金の減少、補助金の削減などにより、社協の財務状況は、平成 23 年度から赤字決算が続き、平成 26 年度では 80,410 千円の赤字決算となっている。

その結果、平成 22 年度末では、預貯金などの支払資金残高及び財政調整積立金 375,000 千円を含む実質的な内部留保資金は 586,697 千円であったものが、平成 26 年度末では、支払資金残高 131,754 千円、財政調整積立金においては、社会福祉協議会の事務所購入や運転資金の確保などのために取り崩しを行なった結果、60,000 千円となり、実質的な内部留保資金は、平成 22 年度末より 394,943 千円減少し、191,754 千円となっており、このままでは支払資金残高等は数年のうちには枯渇してしまうという事態が懸念される。

社協は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図ることを経営原則としている。

しかしながら、介護保険法など社会情勢は大きく変貌してきている。今後、社協においては、社会福祉事業の主たる担い手として、採算が厳しく、民間事業者が対応しにくい中山間地域への対応の取り組みなど、より質の高い事業展開も求められる。

社協が健全な法人運営を行っていくためには安定的な財政基盤の確立のため、在宅福祉サービス等の介護保険事業者として、介護保険事業の収支の均衡を図ることはもとより、正会員、賛助会員の加入推奨を強化し、会費、寄附金といった自主財源の確保に努める必要がある。

市からの財政援助はあくまでも義務的経費ではなく任意的経費であることを認識し、過度に補助金等の公費に期待するのではなく、経営状況を踏まえた事務局職員の給与体系、職員数の適正化などについても喫緊の課題として検討され、自立・安定した経営基盤の確立を図っていただき、これまで培ってきた地域福祉活動のノウハウを生かし、今後も、市と連携して住民福祉の更なる充実に努めていただきたい。

また、現在の社協の財務状況を鑑みれば、外部からの第三者の視点での意見を求めることも必要な時期にあると考えるので、自主的な内部での検討に加え、公認会計士や経営診断士等の外部の有識者による評価、助言等を受けることも一考いただきたい。

主管課においては、社協がより自立した経営が可能となるために、その事業の必要性や効果を検証するなど、社協と調整及び協議を行い、適切な指導監督を行うよう努めていただきたい。

また、現在、財政援助を行う主管課が健康福祉政策課となっているが、健康福祉政策課は、社会福祉法人の監査を行う業務を担っており、社会福祉法人である八代市社会福祉協議会の財政支援を行う主管課としては適当ではないように思われる。検討していただきたい。

参 考

別表1

平成26年度八代市社会福祉協議会一般会計総括表

【収入の部】

(単位:円)

区分	予算額	決算額	差異
会費収入	8,039,000	7,996,810	42,190
寄付金収入	16,908,000	14,177,423	2,730,577
経常経費補助金収入	72,595,000	72,595,000	0
助成金収入	2,050,000	2,050,000	0
受託金収入	61,866,000	59,146,562	2,719,438
事業収入	1,476,000	1,516,060	△ 40,060
共同募金配分金収入	14,029,000	14,066,568	△ 37,568
介護保険収入	293,758,000	267,249,931	26,508,069
補助事業収入	9,000	0	9,000
利用料収入	217,000	241,560	△ 24,560
雑収入	3,066,000	3,875,236	△ 809,236
受取利息配当金収入	110,000	17,066	92,934
経理区分間繰入金収入	38,392,000	29,717,166	8,674,834
退職共済預け金返還金収入	9,621,000	9,620,490	510
収入計 (1)	522,136,000	482,269,872	39,866,128

【支出の部】

区分	予算額	決算額	差異
人件費支出	411,567,000	393,827,032	17,739,968
事務費支出	15,740,000	11,587,947	4,152,053
事業費支出	104,450,000	91,759,168	12,690,832
利用者負担軽減額	18,000	4,730	13,270
助成金支出	25,828,000	25,592,396	235,604
経理区分間繰入金支出	38,392,000	29,717,166	8,674,834
固定資産取得支出及び繰入支出	3,593,000	3,498,799	94,201
退職共済預け金支出	6,693,000	6,693,000	0
支出計 (2)	606,281,000	562,680,238	43,600,762

収支 (1)-(2)	—	△ 80,410,366	—
------------	---	--------------	---

前期末支払資金残高	84,145,000	212,164,733	△ 128,019,733
当期末支払資金残高	0	131,754,367	△ 131,754,367

## 別表2

## 平成26年度貸借対照表

平成27年3月31日現在

## 一般会計合計

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	当年度末	前年度末	増 減	科 目	当年度末	前年度末	増 減
01 流動資産	171,229,317	261,194,197	△89,964,880	10 流動負債	39,474,950	49,029,464	△9,554,514
03 預貯金	112,720,996	198,349,010	△85,628,014	02 未払金	36,797,755	47,992,155	△11,194,400
01 普通預金(本所・熊信)	87,782,270	88,073,800	△291,530	03 預り金	2,677,195	1,037,309	1,639,886
02 普通預金(本所・肥後)	13,872,220	6,734,942	7,137,278				
04 普通預金(本所・JA)	11,066,506	3,716,268	7,350,238				
14 普通預金(本所)	0	99,824,000	△99,824,000				
05 未収金	58,217,986	62,731,115	△4,513,129				
07 立替金	290,335	114,072	176,263	11 固定負債	110,364,340	113,291,830	△2,927,490
				03 退職給与引当金	110,364,340	113,291,830	△2,927,490
02 固定資産	317,323,566	321,687,407	△4,363,841				
01 基本財産	133,634,254	135,773,869	△2,139,615				
01 基本財産特定預金	1,500,000	1,500,000	0				
02 建物	72,647,854	74,787,469	△2,139,615				
03 土地	59,486,400	59,486,400	0				
02 その他の固定資産	183,689,312	185,913,538	△2,224,226				
01 建物	2,125,477	0	2,125,477				
02 建物付属設備	340,765	367,356	△26,591				
03 構築物	3,558,625	4,073,125	△514,500				
04 機械及び装置	2	2	0				
05 車両運搬具	3,329,213	4,990,523	△1,661,310				
06 器具及び備品	3,970,890	3,190,702	780,188				
12 退職共済預け金	110,364,340	113,291,830	△2,927,490				
16 財政調整積立預金	60,000,000	60,000,000	0				
<b>資産の部合計</b>	<b>488,552,883</b>	<b>582,881,604</b>	<b>△94,328,721</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>149,839,290</b>	<b>162,321,294</b>	<b>△12,482,004</b>
				<b>純資産の部</b>			
				13 基本金	1,500,000	1,500,000	0
				01 基本金	1,500,000	1,500,000	0
				15 国庫補助金等特別積立金	84,000	410,715	△326,715
				01 国庫補助金等特別積立金	84,000	410,715	△326,715
				16 その他の積立金	60,000,000	60,000,000	0
				04 財政調整積立金	60,000,000	60,000,000	0
				18 次期繰越活動収支差額	277,129,593	358,649,595	△81,520,002
				01 次期繰越活動収支差額	277,129,593	358,649,595	△81,520,002
				01 前期繰越活動収支差額	358,650,271	265,929,927	92,720,344
				(うち当期活動収支差額)	△81,520,002	△64,304,332	△17,215,670
				<b>純資産の部合計</b>	<b>338,713,593</b>	<b>420,560,310</b>	<b>△81,846,717</b>
				<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>488,552,883</b>	<b>582,881,604</b>	<b>△94,328,721</b>

## 脚注

- 減価償却費の累計額 46,294,869円
- 退職共済引当金の額 退職共済預け金の額と同額を計上

## 出資団体監査

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく出資団体監査

### 2 監査の範囲

出資に係る事業の実施状況

### 3 監査の実施期間

平成28年2月3日から平成28年2月16日まで

### 4 監査の対象団体

団体の名称	主管課
さかもと温泉センター株式会社	坂本支所地域振興課

### 5 対象団体の概要

名 称	さかもと温泉センター株式会社
設 立 年 月 日	平成8年4月1日
所 在 地	八代市坂本町川嶽 1091 番地
資 本 金	8,645 万円
株 式 等	発行済株式総数 1,729 株 八代市保有株数 1,200 株 (出資比率 69.40%)
役員・従業員	代表取締役 永原辰秋 その他取締役 5 名 監査役 2 名 従業員 21 名
設 立 の 目 的	公衆浴場・飲食店の経営、農産物・物品等の販売、会議・休憩施設の管理運営、公園・緑地及び庭園の管理運営等を営むことを目的に設立
主 な 事 業	1. 公衆浴場・飲食店の経営 2. 農産物・物品等の販売 3. 会議・休憩施設の管理運営 4. 公園・緑地及び庭園の管理運営

### 経営成績の状況

単位：円

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
収 益	143,537,384	139,620,795	133,143,730	130,510,922	148,796,069
費 用	144,080,678	159,743,700	146,173,361	138,969,658	143,874,227
当期純利益	△ 543,294	△ 20,122,905	△ 13,029,631	△ 8,458,736	4,921,842
指定管理委託料 及び管理委託料	32,845,000	27,852,000	26,480,000	26,800,000	47,100,000

※指定管理委託料及び管理委託料は収益に含む。

## 利用者数の推移

年度	利用者数（人）			
	クレオン	憩いの家	さかもと館	
			物産	食堂
23年度	54,547	14,835	45,519	17,744
24年度	49,670	14,398	45,802	19,439
25年度	48,896	15,228	47,817	18,930
26年度	48,527	15,782	44,083	17,608

## 6 監査の方法

今回の監査については、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、同法施行令第140条の7第1項で規定する4分の1以上を出資している法人を、監査委員の職務として定例的に行っている「出資団体」の監査として、本年度は「さかもと温泉センター株式会社」について監査を実施した。

「さかもと温泉センター株式会社」は、公衆浴場・飲食店の経営、土産物・農林水産物の販売、会議・休憩施設の管理運営等を営むことを目的に、資本金86,450千円（1,729株）により、平成8年4月1日に設立された会社である。八代市（旧坂本村）においては、資本金の69.4%、60,000千円（1,200株）を出資している。

監査では、出資団体の経営成績、財政状態は良好であるか、関係帳票の整備、記帳等の経理は適正に処理されているか、関係部局は、出資団体に対して適切な指導を行なっているかなどについて審査するとともに、対象団体の関係者から事情を聴取して監査を行った。

## 7 監査の着眼点

### (1) 団体に関する事項

- ・ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか
- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか
- ・ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか
- ・ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか
- ・ 収益率、財務比率はなど経営成績及び財政状態は良好か。また人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か
- ・ 関係帳票の整備、記帳は適切か、領収証等の証拠書類の整備、保存は適切か
- ・ 会計経理及び財産管理は適切か、経費節減は図られているか

### (2) 主管課に関する事項

- ・ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか
- ・ 株券等の保管は良好か
- ・ 出資者としての権利行使は適切に行われているか
- ・ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導を行っているか

## 8 監査の結果

監査の結果、当該出資団体の事業運営については、設立目的に沿ったものであった。しかしながら、当該団体にあつては経営方針策定や経理関係等、主管課にあつては権利行使や指導面において、不適切な事務処理が見受けられたので以下に記述する。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、関係者に対し口頭で指摘し改善を要望したので記述を省略した。

### (1) 団体に関する事項

- ① 定款や各種規程(経理規程・給与規程等)及び組織図について、実態に適合していないものが散見された。

経営方針等の重要事項の意思決定や経理事務等の実務は、明確な指揮命令系統のもと、規程等に基づき行われるべきものである。

早急に整備を行い、適切な事務を行っていただきたい。

- ② 平成23年度の経営診断に際し、診断士より再建に向けた率直で具体的な改善策が提言されたが、改善への取り組みが確認できなかった。

経営理念を明確にするとともに、労働分配率、原価率、利益率等の各種財務指標等の分析による具体的な戦略策定を行うなど、早急な対策と実行に取り組んでいただきたい。

- ③ 経理事務において、次のような不適切な取扱があつた。

- ・委託販売契約において、当該団体の意思決定手続きが行われておらず、取引先との契約書も交わされていない。

- ・小口現金取扱において、出納記録簿での管理が行われていなかった。

仕入や契約等は団体としての意思決定に基づく行為であり、執行にあたっては契約内容等に適合しているか確認すべきものである。また、現金取扱においては正確な記録と確認が必要である。

事務手続き(契約・現金取扱等)マニュアルの作成及び複数確認体制の確立、経理事務と商品仕入れの一元化による効率的な運営等、経理事務全般の見直しを行い、経理規程に基づき適正な事務を行っていただきたい。

### (2) 主管課に関する事項

- ① 当該団体の定款や各種規程(経理規程・給与規程等)及び組織図について、実態に適合していないものが散見された。

規程等の見直し・整備について指導助言等を行っていただきたい。

- ② 当該団体に係る主管課の事務分掌や事務決裁規程については、現状に即していないと思われる部分があつた。

実情に不相応であれば、当該団体の経営改善対策の実施及び指導監督の適切な対応への推進に向けて、実情に即したものになるよう協議・検討いただきたい。

- ③ 当該団体は主に市所有3施設の指定管理受託者として事業を行っているが、主管課が行う指定管理委託事務において、次のような不備があつた。

- ・協定内容について、利用料金が八代市さかもと温泉センター条例規定金額を下回る設定となっていたが、市長承認手続きが行われていなかった。

- ・当条例の利用料金等について、他の施設条例と比較して規定内容に相違点があった。

利用料金は、当条例の規定を基準として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとされている。また、市の施設は市民に不公平が生じないように、他施設の規定内容と差異がないか注意が必要である。

指定管理者が規定と異なる取扱を行う場合は、その理由の妥当性等について精査し、適時適切な承認事務を行っていただきたい。

また、施設条例等については、他施設との整合性確保のため規定の見直しを検討していただきたい。

## 9 意見・要望

当該団体の平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の財務状況を見ると、平成 22～25 年度は 500 千円から 20,000 千円ほどの営業損失が常態化していた。平成 26 年度決算では、指定管理委託料の増収により 4,921 千円の営業利益が出たものの、依然として平成 26 年度末でも債務超過となっており、繰越利益剰余金は△94,086 千円で危機的な状況にある。利用者増に向けてさまざまな機会を誘致活動に取り組まれているが、市内の類似温泉施設等との競合もあり、今後も利用者の大幅な増加は見込めないものと推測される。

当該団体にあつては、このような厳しい状況の中で、経営理念を明確にした経営戦略を策定するとともに、経営に対する全社員の認識と士気を高め、社員一丸となって経営改善に取り組む体制を整えることが重要である。平成 23 年度の経営診断結果を徹底的に参酌し、経費削減や仕入れ単価等の見直し及び人員配置の適正化に早急に取り組まれ、そのうえで損益分岐点を意識して、利益と費用を連動させた経営戦略と効率的な事業運営により累積赤字の早期解消に努めていただきたい。

平成 26 年 8 月に総務省から地方公共団体に対し、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」が示され、第三セクター等の効率化・経営健全化と活用の両立へ適切に取り組むよう要請があったことから、本市においては、平成 27 年 1 月に当該団体の経営状況等に係るヒアリングが実施された。また、同年 2 月には「八代市観光施設あり方検討会」においても検討が行われ、当該団体の方向性について報告がなされたが、改善に向けての本市の具体的な指針は策定されていない。指導・監督方針や基準を明確にした「当該団体の経営改善に関する指針」を策定し、実行に移すことは一刻の猶予もならない課題であると考えられる。当該団体の当初の設立目的を今後も完遂するためには、当該団体が指定管理者であり続けることが前提であり、また同時に会社存続の絶対条件でもある。

主管課にあつては、事務面における定款・各種規程の整備及び事務手続き等への助言を行うとともに、経営面においては、当該団体の厳しい状況を踏まえ、出資者として経営改善に向けた適時的確な権利行使と指導監督を行っていただきたい。

参 考

さかもと温泉センター株式会社決算報告

損益計算書 (自) 平成26年4月1日 (至) 平成27年3月31日 (単位:円)

科 目	金 額	(円)
<b>【売上高】</b>		
売上(飲食物)	26,743,967	
売上(土産物)	51,498,339	
売上(使用料)	1,011,100	
売上(入浴料)	18,479,767	
売上(天文台)	131,163	97,864,336
<b>【売上原価】</b>		
期首商品棚卸高	889,450	
仕入(厨房)	9,022,182	
仕入(物産)	39,314,038	
仕入(天文台)	90,660	
合 計	49,316,330	
期末商品棚卸高	743,202	48,573,128
売上総利益		49,291,208
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		94,991,200
営業損失		45,699,992
<b>【営業外収益】</b>		
受取利息	2,803	
雑収入	50,928,930	50,931,733
<b>【特別損失】</b>		
支払利息	77,390	
雑損失	23,443	100,833
経常利益		5,130,908
税引前当期純利益		5,130,908
法人税、住民税及び事業税		209,066
当期純利益		4,921,842

貸借対照表 (自) 平成26年4月1日 (至) 平成27年3月31日 (単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【</b> 10,790,766 <b>】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【</b> 15,460,849 <b>】</b>
現金	1,478,768	買掛金	4,455,122
預金合計	8,417,954	未払金	7,293,069
売掛金	5,700	未払法人税等	208,500
商品	743,202	預り金	67,708
貯蔵品	141,032	預り入湯税	277,950
前渡金	4,110	未払消費税等	3,158,500
<b>【固定資産】</b>	<b>【</b> 3,654,283 <b>】</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>【</b> 5,121,230 <b>】</b>
<b>[有形固定資産]</b>	<b>[</b> 3,512,349 <b>]</b>	長期借入金	2,210,000
附属設備	342,257	リース債務	2,911,230
構築物	80,157	負債合計	20,582,079
機械装置	163,508	純資産の部	
車両運搬具	3	<b>【株主資本】</b>	<b>【</b> △ 6,137,030 <b>】</b>
器具備品	18,869	資本金	86,450,000
リース資産	2,868,705	[利益剰余金]	[ △ 92,587,030 ]
一括償却資産	38,850	利益準備金	1,499,000
<b>[無形固定資産]</b>	<b>[</b> 141,934 <b>]</b>	(その他利益剰余金)	( △ 94,086,030 )
電話加入権	141,934	繰越利益剰余金	△ 94,086,030
資産合計	14,445,049	純資産の部合計	△ 6,137,030
		負債・純資産合計	14,445,049